

出産手当金の給付日数(出産予定日に出産した場合)

出産前の
42日

出産日の
翌日から
56日



この期間の間に実際に産休を取った日が対象

日給に相当する金額の2/3が支給

働いている女性が産休中、給料がもらえない時に健康保険から支給されます。健康保険に入っている方なら、パート、アルバイトでも支給されますが、国民健康保険にはこの制度はありません。

「出産手当金」は
どんな人が
もらえるの？

産休中でもお給料の2/3がもらえる可能性が
あります。

りません。もらっていたお給料をもとに計算をされるため、人によって支給額が違います。

出産前の42日(多胎妊娠では98日)と出産日の翌日から56日までの期間のうち、実際に産休を取った日が対象となり、日給に相当する金額の3分の2が支給されます。所定の要件を満たせば、退職しても、出産手当金が支払われる場合もありますので、事前に確認をしておきましょう。



子どもひとりにつき
42万円
(22歳未満での出産は39万円)



双子出産は
84万円

(「国民健康保険制度」に加入していない
医療機関で出産した場合39万円)

「出産育児一時金」は
どんな人が
もらえるの？

以前は産休中も社会保険料(厚生年金・健康保険)は支払わなければなりませんでした。2014年4月からは、申請すれば、産休中の社会保険料が免除され負担は軽くなっています。初めてのことで不安になることも多いと思いますが、まず「国からもらえるお金」を確認しましょう。「知る」ことが「安心」につながります。お住まいの自治体によっても独自の制度を設けている場合もありますので確認をしてみましょう。

昨年の4月から、
申請すれば
社会保険料が
免除に！

経済的な負担が軽くなる分は、生まれたお子様の購入に、国民共済「こども型」も検討してみてください。



ファイナンシャルプランナーが解説

出産にともなう公的な手当って どんなものがあるの？

出産をひかえたご夫婦が気になるのが、出産費用や経済的な負担を軽くする手当ではないでしょうか。今回は、共働きの妊婦さんの悩みをもとに、出産にともなう公的な助成制度を解説していきます。

監修



世帯子よん
ファイナンシャルプランナー
産科検定アドバイザー

既婚出産、3児を育てながらの経験者として、経済大学経済学部を卒業。2002年にファイナンシャルプランナーの資格を取得。出産で働くお母さんや子育て中のパパママをサポート、産後ママの悩みに寄り添う。産科検定アドバイザー(産科検定)として、産科検定の勉強会を開催中。
http://www.y-yokoko.com/



産休中でもお給料の2/3が
もらえる可能性が
あります。

出産は病気ではないので健康保険の対象とならないため、費用が気になりますね。出産費用の経済的な負担を減らすための、さまざまな公的助成制度が準備されています。その公的な制度に、「出産育児一時金」と「出産手当金」があります。しっかりと活用することで、出産後にかかる費用の助けになります。

今年出産予定で、現在は共働きです。初産で、かさないことだけでお金のこと心配です。受けられる手当にはどのようなものがあるのでしょうか。

※35歳 産32歳 福岡県



働いている女性が産休中にお給料が出ない場合に、健康保険から出る休業補償が「出産手当金」です。

例えば 標準報酬月額が20万円だった場合

$20万円 \div 30日 \times 2/3 \times 98日 = \text{約}44万円$

ただし出産手当金は「産休中の休業補償」なので、休業中も会社からお給料の2/3以上がもらえる人は対象外となります。

ここがポイント！

出産手当金がもらえるのは、申請してから1~2ヶ月後です。もらえる時期をふまえた上で計画を立てるようにしましょう。詳しい制度の内容は左記をチェックしてみてください。

